

常総市観光物産協会ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、常総市観光物産協会（以下「協会」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「協会ホームページ」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載要件)

第2条 協会ホームページに掲載できる広告およびリンク先のホームページは、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 協会ホームページの公共性および品位を損なうおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、風俗営業および個人の宣伝に関するもの
- (5) 協会の承認なく、協会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協会ホームページに掲載する広告として適当でないと協会が認めるもの

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、協会が指定した場所とする。

(広告の掲載規格及び掲載料)

第4条 広告の掲載規格及び掲載料は、別表1のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、1か月単位とし、連続する掲載期間は最長で12か月までとする。ただし、更新は妨げないものとする。

2 広告の掲載開始日は月の初日とし、広告の掲載終了日は月の末日とする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、協会ホームページ等を利用して、必要に応じて随時行うものとする。

(広告の掲載申込)

第7条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、常総市観光物産協会ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により協会に申し込まなければならない。

2 協会は、申込者に対し会社案内等の申込者の概要がわかるもの、掲載しようとする広告案、その他協会が必要とする書類等を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 協会は、広告掲載の申込みを受けた場合、その内容を審査し可否を常総市観光物産協会ホームページ広告掲載審査結果通知書（様式第2号）により通知する。また掲載にあっては原則として、先着順に決定するものとする。

(掲載料の納入)

第9条 広告を掲載する決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、協会の指定する期日までに、広告の掲載料を一括で納入しなければならない。

(広告原稿の提出)

第10条 広告主は、掲載する広告の画像データを自己の負担により作成し、協会の指定した期日までに提出するものとする。

2 協会は、提出のあった広告原稿が、協会ホームページに掲載する広告として適当でないと判断したときは、広告主に対して広告原稿の変更を求めることができる。

(広告の変更)

第11条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、1か月単位で当該広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、変更する月の前月20日までに、協会へ広告の画像データを提出し、承認を得なければならない。

(掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、協会ホームページの広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、常総市観光物産協会ホームページ広告掲載取下げ申出書(様式第3号)を提出するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がなかったとき。
- (3) 広告主、広告内容又はリンク先の内容が各種法令に違反しているとき、又は第2条の規定に反すると判断したとき。

(広告掲載に係る料金の返還)

第14条 協会は、掲載者の責めによらない理由により広告掲載ができなかったときは、広告掲載に係る既納の料金の全部又は一部を掲載者に返還することができる。

(広告主の責任)

第15条 広告主は、広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他、広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

(免責事項)

第16条 申込者は、次に掲げる理由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾しなければならない。また、当該停止による掲載料金の返還、損害の賠償等を協会に請求することができない。

- (1) サーバ及びソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) 火災、地震、水害、落雷その他の天災、通信回線の事故、障害による停止

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の取り扱いについて必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

別表 1

1. 広告枠数

広告枠数はその都度、掲載するページのデザイン等を考慮し協会が決定する。

2. 掲載規格及び掲載料

画像サイズ	縦60ピクセル以内, 横150ピクセル以内
画像の形式	GIF 又は JPEG
画像のデータ量	8KB 以内
その他の注意	<ul style="list-style-type: none">・画像が切り替えになる場合, 間隔は2秒以上とすること・同一画面が点滅しないこと・コントラストの強い画面の反転表示が繰り返さないこと

掲載月数	掲載料 (消費税及び地方諸費税を含む)		割引
	協会会員	一般	
1 か月	3,000 円	4,000 円	——
6 か月	15,000 円	20,000 円	1 か月引き
12 か月	30,000 円	40,000 円	2 か月引き